

平成26年分決算・確定申告相談会

平成27年1月22日（木）から3月16日（月）【土日祝日除く】

9時・10時・11時・1時・2時・3時・4時・5時

- * 指定日（2月15日・22日・3月1日・8日）は休日相談をいたしますので予約できます。
- * 3月14・15・16日は来会受付順のご相談となります。大混雑が予想されますので、1日に応対できる人数を超えた場合は、大変申し訳ありませんが受付できません。
- * 3月16日（月）最終日は正午で受付終了になります。
- * 駐車場が狭いため、お車でのご来会にご遠慮ください。
- * 担当者の指名はお受けできません。ご不便をおかけいたしますが予めご了承ください。
- * 消費税の相談会については3月18日以降となります。

予約のしかた

平成27年1月9日（金）午前10時より電話予約開始です。

(公社)江東西青色申告会 03-3649-4178

あなたのご希望日時を事前に電話予約をすれば、待たずに相談が受けられます。

消費税の申告相談会は3月18日以降となります。

- step1 **ご希望の日時をご指定下さい。**
ご希望に添えない場合もあります。担当者の指名はお受けできません。予めご了承ください。
- step2 **事業主様のフルネームと電話番号をお願いします。**
屋号ではなく、ご登録頂いている事業主の方のお名前をお願いします。
- step3 **特別な申告はありますか？**
土地や株の売買、新たに住宅ローン等でマイホームを取得した方は事前確認資料があります。申告会までお問い合わせください。
- step4 **会計ソフトをご利用ですか？**
ご利用の場合は、お使いのソフト名を教えてください。
やよい・ブルーリターンA・JDL・ツカエル会計をご利用の方はバックアップファイルをお持ちください。それ以外の方は、パソコンごとお持ちいただくか、帳簿を印刷してお持ちください。
- step5 **〇月〇日〇曜日の〇時に予約受付いたしました。**
ご確認をお願い致します。会報のチェックリストをよくご覧頂き、必要書類等をお持ち下さい。

*** 確定申告注意点 ***

- ・ 申告会の収受印を押しますが、公印ではありませんので銀行、保育園、官庁関係にはご利用いただけません。税務署収受印が必要な方は、一度すべて書類をお預かりし、戻り次第ご連絡または郵送致します。
- ・ 各年分決算書・確定申告書の控用紙を会でお預かりさせていただいております。消費税の特に簡易課税選択者の各届出書の提出もれ防止と、会員の皆様の経営分析並びに経営指導を行う大事な資料にさせていただきます。
- ・ 金融機関等に提出のため、ご自身で税務署に提出される方は職員にお申し出下さい。
コピー後、お渡し致します。皆様のご協力をお願い致します。〔個人情報保護法遵守いたします〕
- ・ 会員以外の方(年金申告・不動産の共有按分等がある方)の決算確定申告をご相談する場合、別途料金（2,000円～）を頂きます。予約時にお申し出下さい。

ご自身の電子証明書で e-Tax 送信する方へ

住基カードに組み込まれている電子証明書の有効期間は、発行の日から3年間です。江東区では有効期限の3ヶ月前から、更新手続きを受け付けています。手続きには、ご本人がおこしください。

※住基カードに表記されているのは住基カードの有効期限（10年）です。電子証明書の有効期限（3年）ではありませんので、ご注意ください。

- ◎必要なもの
- （1）住民基本台帳カード Bバージョン（写真付き）
 - （2）住民基本台帳カード Aバージョン（写真なし）と写真付きの公的な身分証明書
- （1）または（2）を江東区役所区民課住民記録係までお持ちください

◎手数料 500円

◎受付時間 8：30～17：00 都との通信の都合上、早めの時間帯にお越しください。

平成25年分の課税売上高が1000万円を超えた方へ

「消費税課税事業者届出書」「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出はお済みですか？

特に、平成27年の課税期間から簡易課税制度を選択しようとする方は、26年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しなければなりません。

また、平成24年分は1000万円を超えていたが、平成25年分は1000万円を超えていない方は「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出しなければなりません。

未提出の方は、当会までご連絡の上過去2年分の決算書と印鑑をご持参ください。

**事業主さん**

安全・有利・手軽な
国の退職金制度を活用しませんか。



中退共
小企業 退職金 共済制度

詳しくは
ホームページをご覧ください。

中退共 検索

国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

社外積立で管理も簡単
退職金試算額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

決算・確定申告 必要書類等事前準備チェックリスト

決算書 確定申告書 控え		過去2年分(事務局に預けている方は結構です)
税務署から送られた書類等 (未着の場合不要) 税務署より1月下旬ごろ発送予定		昨年 e-Tax をご利用の方→ 確定申告のお知らせハガキ・お知らせ封書 ご利用がない・新規の方→確定申告書類 一式
本年度の帳簿・集計表等、複式簿記の方は元帳・試算表・記帳データ等		売上・経費のわかるもの 本年中に30万円以上の器具・備品・車両等の購入・下取りがあった方は明細書等 固定資産税、光熱費等の按分が必要な方は、それぞれの合計・事業割合 専従者給与・給与を支給している方は年末調整で使用した源泉徴収簿
【消費税について】3月18日以降の予約となります 簡易課税を選択している方は、事業区分ごとに売上が集計できていますか。 本則課税の方は、税区分(課税・不課税・非課税・免税)ごとに集計できていますか。 【会計ソフト利用者の方へ】 会計ソフト(やよい・BRA・JDL・ツカエル)をご利用の方は、データをUSBメモリ・フロッピー等にバックアップし、データが入っているか確認してからお持ち下さい。必ずソフトの中からバックアップを取るようにしてください。 上記以外の会計ソフトをご利用の方・Macの方は、帳簿をプリントするかノートパソコンごとお持ち下さい。 なお、26年分確定申告に関しまして、会計ソフトでの初期設定・入力等の記帳指導期間は終了しております。 27年分の会計ソフトでの初期設定等の相談は4月以降となりますので予めご了承下さい。		
源泉徴収票		国民年金や厚生年金などの収入がある方は、公的年金等の源泉徴収票(一月下旬ごろ) 俸給や給与、賃金、賞与などの収入がある方は、給与所得の源泉徴収票 等
支払調書		支払を受ける際に源泉徴収された所得税がある方は、支払調書
生命保険契約に基づいて支払われる年金がある方		保険会社・郵便局等が発行する支払年金額等のお知らせ等が必要です。 (支払金額・既払保険料(掛金)・源泉徴収税額等が記載)
所得控除関係書類	医療費控除	本人・生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費の領収書(コピー不可)。 高額療養費の戻り金額・生命保険等給付金金額がわかるもの。
	社会保険料控除	* 国民健康保険を支払っている方は、1月から12月中に支払った合計額 休日来所の方は、保険料等年間支払金額の確認は、区役所が休みの為できません。 不明の方は必ず事前に係へ問い合わせるなど準備のうえお越し下さい。 * 国民年金・国民年金基金を支払っている方は、控除証明書。 11月頃日本年金機構から送付されています。 * 介護保険料を支払っている方は、1月から12月中に支払った合計額 * 年金から差し引かれている場合は、公的年金等の源泉徴収票に記載されています。
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除証明書(11月下旬頃送付)
	生命保険料控除	生命保険(一般・個人年金・介護用)控除証明書(源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)
	地震保険料控除	地震保険料控除証明書(源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)
	寄付金控除	「寄付金(税額)控除のための領収証」適用下限額が2,000円。
	配偶者・配偶者特別控除	本年中の収入がわかるもの
	扶養控除	控除対象者のお名前・生年月日、別居している方は住所。
税額控除	住宅借入金等特別控除	前年より引き続き控除を受ける方は、借入先の金融機関が発行する 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 が必要です。本年新規に取得された方は一定の要件の確認と各種添付書類が必要となります。事前にお問い合わせ下さい。
ご自身の電子証明書でe-Tax送信する方		・ 新規に e-Tax を利用される方は事前に利用開始手続き、電子証明書を組み込んだ住民基本台帳カードが必要です。事前にお問い合わせ下さい。 ・ 昨年より引き続き利用する方は、住民基本台帳カードとパスワード・利用者識別番号が記載された用紙をお持ち下さい。 ・ 電子証明書の有効期限は電子証明書発行日から3年間です。住基カードの有効期限とは異なります。期限切れにご注意下さい。
印鑑		認印で結構です。

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています

税務署からのお知らせ

平成 27 年 1 月 1 日施行

相続税及び贈与税が改正されます

平成 27 年 1 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される主な改正は、次のとおりです。

相続税のポイント 1

○遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

【改正前】5,000 万円＋（1,000 万円×法定相続人の数）

⇒【改正後】3,000 万円＋（600 万円×法定相続人の数）

相続税のポイント 2

小規模宅地等の特例

○居住用の宅地等（特定居住用宅地等）の限度面積が拡大されます。

【改正前】限度面積 240 ㎡（減額割合 80％）

⇒【改正後】限度面積 330 ㎡（減額割合 80％）

○居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されます。

【改正前】特定居住用宅地等 240 ㎡＋特定事業用等宅地等 400 ㎡→合計 400 ㎡まで適用可能

⇒【改正後】特定居住用宅地等 330 ㎡＋特定事業用等宅地等 400 ㎡

→合計 730 ㎡まで適用可能

贈与税のポイント

○適用対象者の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が変わります。

贈与者	【改正前】 贈与をした年の1月1日において 65 歳以上の者	【改正後】 贈与をした年の1月1日において <u>60 歳以上</u> の者
受贈者	・贈与を受けた年の1月1日において 20 歳以上の者 ・贈与を受けた時において贈与者の推定相続人	・贈与を受けた年の1月1日において 20 歳以上の者 ・贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人及び孫

相続税及び贈与税についての個別相談は事前予約制です。

江東西税務署 資産課税部門 3633-6211 内線 1512

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています